

# 福岡市社保協 ニュース

No.7

令和2年4月22日  
福岡市社会保障推進協議会  
TEL 092-651-1522  
FAX 092-651-9874

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態への 国民健康保険制度の緊急要請

4月21日（火）に新型コロナウイルス感染症での緊急事態宣言に対する、福岡市の国保制度への緊急要望書を提出しました。市保年金課の課長と係長が対応し、短時間、懇談を行いました。要請内容は、下記の7項目です。

### 要請項目

- ① 資格証発行世帯への短期証の発行
- ② 短期証の子どもたちへの1年証の発行
- ③ 経済活動がままならない状況下での差押を止めること
- ④ 国保法44条を活用し、一部負担金の減額、支払い免除を行うこと
- ⑤ 国保法77条の保険料を減免、徴収を猶予の周知徹底と制度の活用。
- ⑥ 傷病手当の制度に参入・実施
- ⑦ 傷病手当は「被用者」に限らず、すべての被保険者を対象とすること



木村事務局長から中川原課長（国保年金課）へ手渡しました。

福岡市社保協は木村事務局長、事務局次長の福建労山中、皆川、綿貫市議会議員の4名で国保年金課を訪問し、南区社保協と連名の要請書を提出し、短時間懇談をしました。

4月初旬に南区の国保課（徴収担当）から滞納処分について「今、滞納しているのはコロナが原因ではないので、特別の対応はしない」という回答を受けていましたが、今回の懇談では、中川原課長から「今の状況では、当面差し押さえについて、緊急、やむ負えない場合（資産を多く持っているにもかかわらず滞納している場合など）は行うが、それ以外は差し押さえを猶予し、個々の生活状況をよく聞き取るようにしている」と回答がありました。他の要請項目については明確な回答が得られなかったため、コロナの影響による市民の相談や現状を訴え、資格証世帯への短期証発行や子供たちへの通常証の発行、国保料の減免（77条）、窓口一部負担金の減免（44条）を積極的に活用することを求めました。医療から遠ざけられ、必要な受診が出来ない状況が広がれば、さらなる感染拡大の一因になると国保制度の緊急の対応の重要性を強調し、最後に、福岡市が全国の先頭に立って市民のいのちを守る手立てを打ってほしいと要請項目の実現を求めました。